

JIA 建築家資格制度

有限会社内野設計 代表取締役
公益社団法人日本建築家協会 職能・資格制度委員
内野輝明



●新日本建築家協会の設立 (1987年)

丹下健三会長のもと、新日本建築家協会が設立された。ふたつの設立趣旨：1.「建築家を糾合し会員数を増やしわが国を代表する組織にする」、2.「国際的基準に合った職能に求められている社会的要請に応えられうる体制を作り出す」に沿って、「メンバーの数を増やし政治的発言力をつけ制度の法制化を進め、国際基準と同等の職能基準を満たす建築家資格制度をつくる」ことを協会の活動の基軸に据えることとした。

●職能資格と技術資格

登録建築家制度設立の背景に、日本には建築家資格制度がなく、制度としては建築士法という技術者の資格しかないという現実があった。建築士法は「建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする」(建築士法第1条1950年)と謳っており、その資格要件として建築課程修了と並列して土木課程修了も認められている。さらに木造建築士、二級建築士、一級建築士など技術的基準で建築士資格は分けられており、2006年の法改正では設備設計一級建築士、構造設計一級建築士も創設された。かように建築士の制度は技術資格であって、他国で通常見られるような、依頼者や社会に対する責務のありようを規定した職能資格ではなく、国際的な互換性を持ちにくい制度になっている。

職能資格の規範例として、米国の建築家資格登録機関のNCARBは「建築家の職能を通じて公共の健康、安全および福祉を守ることを一義として資格制度の基準をつくっている。また別の例

として国際建築家連合(UIA)は「公共の健康、安全、福祉に資するために」と職能の目標を掲げ、さらに「建築プロフェッションのメンバーは、プロフェッショナリズム・誠実さ・能力に関する諸基準を守り、そのことにより建築環境の持続可能な発展と文化と公共の利益に不可欠な、独自の技能と知的能力を社会にもたらす」と謳っている。つまり、建築家の職能はこれを統制する資格制度において、公益の保護と公益への寄与を基軸に、個人の技術能力の担保にとどまらない、個人に帰属すべき業務倫理と責任が規定されるものであり、その意味で、建築家資格は技術者資格を包摂しつつも、これとは異なるものである。

●欧米調査委員会 (1990年)

国際的に通用する建築家の制度と立場の確立を目指すJIAは1990年に調査委員会を立ち上げ、翌1991年には欧米資格制度調査を実施した。

視察の中で、アムステルダム オランダ建築協会から提示されたのはECの建築家指令(1985年)であった。そのEC指令は建築家職能と業務、建築家の資格を、教育と一体にとらえることを制度の骨格としていた。1994年、JIAの制度案はほぼEC指令に近い形で整えられ、教育、実務訓練、資格認定、生涯研修の四つの柱に第三者性をもつ評価機能をもたせたシステムとして提案された。

●建築家資格制度(素案)の成立 (1997年)

1992年、それまでの調査委員会に代えて建築家資格制度検討委員会が設置された。当時のJIA会長は「消費者の立場を第一とし、世界に通用する職業としての建築家の資格制度の確立を目指

す」と述べており、これはその後も一貫してJIAの求める資格制度の目標となっている。1993年には「建築家が教育訓練を通じて獲得すべき素養と能力」を公表。これはEC指令をもとに米国、英国およびわが国の代表的な2、3の大学のカリキュラムを参考に、建築家として必要な履修項目を整理したものであった。その後も、実務訓練の項目や継続職能研修CPDについても検討をすすめ、1995年、建築教育から実務訓練、資格試験、継続職能研修にいたる四段階の資格制度の全体システムをまとめた。

1996年、調査研究の段階から資格制度の実現にむけて具体的に動く段階へと移行するに伴い、資格制度検討委員会に代えて建築家資格制度推進会議を設けた。前述の四段階の内容をさらに煮詰める作業と並行し、現に建築家として活動している人々についての「経過措置」についての検討も行い、「資格制度に関する四会協議会」にJIAの「建築家資格制度素案」として提出した。「素案」としたのは、JIA内部はもとより、関係団体との討議を通じて練り上げていこうという姿勢を表わしたものであった。

●建築設計資格制度試案 (2001年)

UIA(国際建築家連合)の建築実務に関する国際推奨基準の採択やAPECアーキテクト・プロジェクトなどから、国際化への対応が重要であるとみなした建設省の主導のもと、「建築設計資格制度調査会」が開かれた。2001年の調査会にJIAが提案したのが、「国際化に対応するための建築設計資格制度」案であった。将来のあるべき建築家資格制度だけではなく、それに至る当面の経過措置を明示した点で一歩踏み込んだ内容となった。

検討の前提としてのJIAの主張は、1)新しく作られる資格制度は資格の本来の意義である「消費者保護のための設計者の能力証明としての機能」を果たすものであること、2)将来の建築家資格制度を明確に設定した上で、現状からのスムーズな移行や目前に迫ったAPECアーキテクトへの対応を考えるべきであること、3)UIA基準に適合し、国際的な相互認証に対応しうる資格制度が即、わが国の建築家資格制度であるべきで、国内の資格と国際資格の間にレベルの差がある、いわゆるダ

ブルスタンダードになるようなものであってはならないこと、の3点であった。

●登録建築家制度スタート (2003年)

UIA基準に照らして建築士法に足りない素養・能力・認識を、実務訓練を受けることによって習得した者が登録建築家として認定・登録されることが制度の骨子であった。まずは実務訓練の監督者をつくるためにJIA会員限定にて、実績認定によって多数の登録建築家が生まれた。2008年度からのオープン化への取り組みで、2009年にはJIA会員外でも要件を満たせば認定されることになったが、認定登録機関の第三者化は果たせず、JIA内部に置かれたままとなっている。その後CPD等の更新要件を満たせず登録抹消となるケースが増え、登録建築家は全体に漸減傾向で今日に至った。

●国家資格制定への二つの道

2002年、建築士会連合会の制定した専攻建築士制度の内の統括設計専攻建築士とJIAが準備中だった登録建築家とを同等性のあるものとして整備し、長期的には統合していこうという二会合意がいったんはなされたが、両会ともに内部の事情等により、ただちにその先に進むことは難しい状況にある。この、二つの制度の統合を他団体の意向にも留意しつつ社会制度として成熟させ、未来のUIA基準の国家資格への移行の準備をする流れを「社会制度経由ルート」と称する。

他方、「JIA正会員の全てがUIA基準の求める建築家のありようを示す登録建築家となる」という状態を実現する努力を通じて、UIA支部であるJIAが独自にも建築家の国家資格制定への環境を整える道を模索しようと、新たに「正会員ルート」が2013年に提示され、このルートの実現に向けた検討が始まった。

●登録建築家資格制度の今後

(正会員ルートを中心に)

2013年に公益社団法人となったJIAには、公益性を担保する社会的責任がある。その責任を果たすには、会員の資質(クオリティ)を確保することが必要である。JIAはUIA傘下の建築家集団

【建築設備技術者協会 (JABMEE)】

BSIJ-CPD 認定記事 1 単位

JABMEE SENIOR 認定制度について



株式会社アサヒファシリティズ 取締役社長
一般社団法人建築設備技術者協会 監事 / CPD推進委員会・広報委員会 委員
林 誠

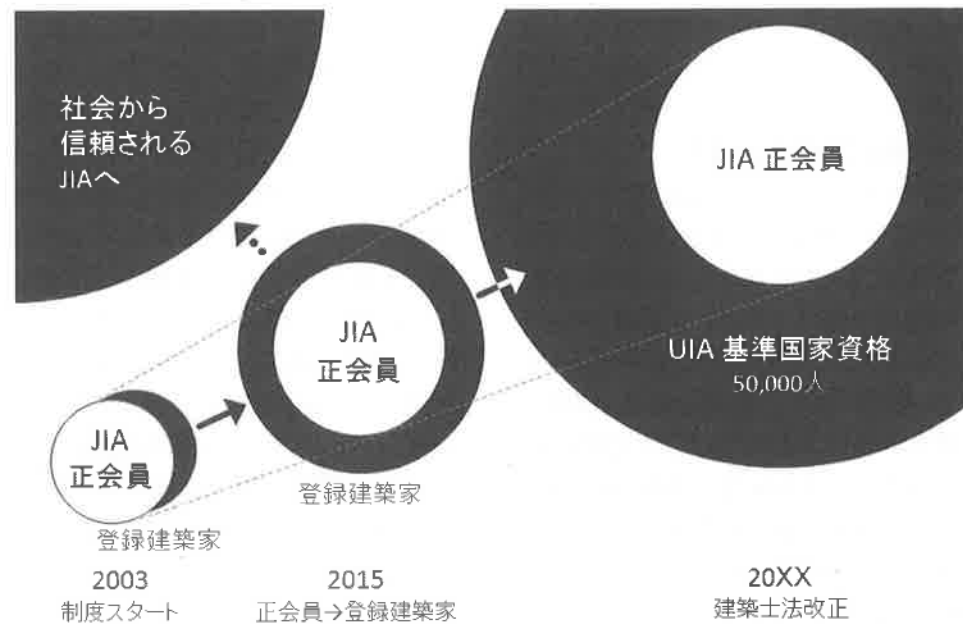
であり、本来であれば、その正会員は全員が登録建築家資格要件すなわちUIA基準を満たしている、そのことで公益性が担保されるはずである。それゆえ、原則として正会員の全員が登録建築家となる必要があると結論付けられた。

正会員資格そのものがUIAアコードの規範を満たせばそれで足りるという声もあるが、そもそも建築設計のための職能資格制度(およびそのモデル運用)と、職能団体たる社団法人の社員資格とは、別のものであり、「資格」の意味自体も異なる。将来の建築家の国家資格化を目指すためにも、前述の「社会制度経由ルート」のためにも、JIA正会員資格をもって建築家資格のモデル制度運用を代用することは避けるべきである。

今年6月、通常総会においてJIAの会員規定が改定されて正会員が登録建築家になることが原則化され、登録建築家制度の規則細則関係の改正もなされた。制度変更の概要としては、UIA基準の

根拠文書をあらためて明確に規定し、登録建築家は後進の者を登録建築家へと育成する努力義務があることを明文化、CPDについては他団体の制度との互換性を確保したことなどである。2017年3月までには、新規登録、または一度は登録建築家に認定・登録されたもののCPD不足などで登録更新できなかった人の再登録により、正会員全員が登録建築家になることを目標とする。

このように、JIAが新日本建築家協会として出発した際の設立趣旨は、今も活動の基軸として生きている。



1. JABMEE SENIOR 認定制度の概要

建築設備技術者協会 (JABMEE) では、一定の基準を満たした国家資格「建築設備士」(図1)を対象に「JABMEE SENIOR」(読み方: ジャブミーシニア)として認定している。平成16年7月より認定制度を開始し、10年余りが経過した。これまでに、全国で1,085名のJABMEE SENIORが誕生した。

JABMEE SENIORに認定されるには、JABMEE CPD単位を3年間で105単位以上取得し、かつ、当協会が主催する「建築設備 総合講習」を3年間に少なくとも1回受講することが必須となる。

その他、建築設備士取得後、5年以上経過していること、過去10年間に携わった主要な実務実績3件の提出も必須となっている(図2)。JABMEE SENIOR認定者は、特に専門性に長けた建築設備士であり、自身の専門領域として、「空調」・「衛生」・「電気」のいずれかを明示することができる。また、認定者には、JABMEE SENIOR認定証が交付されるとともに、提示・携帯用としてJABMEE CPD参加証カード(図3)にゴールド色で「JABMEE SENIOR」の印字が入る。

建築設備技術者協会は、JABMEE SENIOR認定者を「専門領域に長け、技術に対する真摯な倫

建築設備士になるには 建築設備士制度

| | | |
|--|--|--|
| <p>1. 建築設備士の制度</p> <p>建築設備士制度は、建築設備の設計・工事監理に、その高度化・複雑化に対応するため、昭和58年に創設されました。</p> | <p>4. 建築設備士の登録者数</p> <p>35,500名(2013年3月31日現在) 建築設備士の登録は、(一社)建築設備技術者協会(JABMEE)が行います。</p> | <p>5. 建築設備士はこんなところでも</p> <p>建築士試験の受験資格 「建築設備士」が、建築士の受験資格を得るために必要な実務経験は、一般建築士では0年、一般建築士では4年です。</p> <p>建築士法関係 建築士から設計等の委託を受けた建築士事務所は、建築士に選定する書面に「建築設備士」の氏名を記載することになっています。</p> <p>登録昇格機検査資格者講習、登録建築設備機検査資格者講習の受講 「建築設備士」は、登録昇格機検査資格者講習のうち建築学概論が、登録建築設備機検査資格者講習のうち建築設備定期検査制度概論や建築学概論をはじめとする8科目が免除されます。</p> <p>設備設計一般建築士の受験資格 ①「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理で建築士に意見を述べた業務を行っていた場合、一般建築士となる前の業務も実務経験として認められます。 ②「一般建築士」かつ「建築設備士」の場合、設備設計一般建築士講習の受講、修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。</p> <p>建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用 ①国土交通省の測量・建設コンサルタント等の業務競争参加資格審査では、「建築設備士」の氏名、登録番号等の記入が必要です。 ②「確認申請書」完了検査申請書「中間検査申請書」では、建築設備の設計・工事監理で、建築士が意見を述べた「建築設備士」の氏名等の記入が必要です。</p> <p>公共建築設計者情報システムにおける活用 「(一社)公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」の専門別人数の情報は、「建築設備士」の人数を入力することになっています。</p> <p>防火法関係 5年以上実務経験を有する「建築設備士」は、防火対象物点検資格者講習の受講資格があります。</p> <p>ESCO事業における活用 行政機関等でのESCO事業の導入に際し、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「建築設備士」を定めた実績があります。</p> |
| <p>2. 建築設備士の業務</p> <p>建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化・複雑化した建築設備の設計・工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格です。</p> <p>建築士は、建築設備の設計・工事監理について建築設備士の意見を聴いた場合、建築設備申請書等にその旨を記載しなければなりません。</p> <p>建築士事務所の開設者が建築士に交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する建築設備士の氏名が規定されています。</p> | <p>3. 建築設備士の試験</p> <p>受験資格 ①学歴を有する者【大学、短期大学、高等学校、専門学校等の正課の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者】+実務経験 ②一般建築士等の資格取得者+実務経験 ③建築設備に関する実務経験を有する者</p> <p>試験科目 ①第一次試験【学科】 建築一般知識、建築法規、建築設備 ②第二次試験【設計製図】</p> <p>試験の実施 試験は、(公財)建築技術教育普及センターが行っています。</p> <p>国等による環境物品等の推進等に関する法律関係 「グリーン購入法」で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー」の推進を実施する際の判断基準となる技術資格として「建築設備士」が定められています。</p> <p>建築設備法関係 1年以上実務経験を有する「建築設備士」は、電気工事業、管工事業で、以下の対象となる資格者となります。 ①一般建築設備許可に必要な専任技術者 ②主任技術者 ③経営事項審査の技術力評価における評価点で各1点付与</p> | |

図1 建築設備士になるには (「建築設備士活用案内」より)